

役内・雄物川漁業協同組合 内共第1号 第五種共同漁業権  
行使規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第1号第五種共同漁業権（以下、「内共第1号」という。）の管理及び行使に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(漁業を営む権利を有する者の資格)

第2条 内共第1号の内容たる次表ア欄に掲げる漁業でイ欄に掲げる漁業の方法により漁業を営む権利を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ漁業	釣り・刺網・	組合員であること
	投網・ヤナ	
いわな・やまめ漁業	釣り	
うぐい漁業	釣り	
かじか漁業	釣り・ヤス	

2 前項の漁業を営む権利を有する者が死亡した場合、相続人が組合員となったときには、その者は、前項の漁業を営む権利を有する者の資格があるものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団又は暴力団員との関係その他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、この組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の漁業を営む権利を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次表ア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数・規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数・規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数・規模	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	釣り	200人	旧雄勝漁協 漁場	7月 1日より 10月31日まで
	刺網	70統 ただし、全長30m以内、目合20mm以上に限る。		8月 1日より 10月31日まで
	投網	20統		8月20日より 10月15日まで
	ヤナ	5統		
いわな・やまめ漁業	釣り	300人		4月 1日より 9月20日まで
うぐい漁業	釣り	300人		6月 1日より 9月20日まで
かじか漁業	釣り・ヤス	300人		

(行使の内容たるべき事項の決定)

第5条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、当該漁業を営む者の行使区域、行使期間、その他内共第1号の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する漁業を営む権利を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

2 理事が前項の定めをする場合は、理事会の議決によらなければならない。

(全長制限)

第6条 次表左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな・やまめ	15cm

2 9月1日より9月20日までの期間は、全長30cm以上のいわな・やまめを再放流(リリース)しなければならない。

(禁止区域)

第7条 次の区域では、全ての水産動植物を採捕してはならない。

(1) 役内川の雄勝中学校前堰堤の上流10メートルから下流25メートルまでの区域

(2) その他、組合が別に定める区域。

2 前項2号により禁止区域を定める場合、組合は、公示しなければならない。

(漁業権管理費の負担)

第8条 内共第1号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共第1号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない(違反者に対する措置)

第9条 内共第1号の内容となっている漁業を営む者が、漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は当該者に内共第1号の行使をさせないことができる。

2 内共第1号の内容となっている漁業を営む者が、この規則に違反したときは、組合は、当該者に対して過怠金を課することができる。

(外来魚の再放流の禁止)

第10条 採捕された外来魚(オオクチバス、コクチバス及びブルーギル及びブラウントラウト)は再放流(リリース)してはならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

付則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。